平成２５年（再ロ）第１００９０号
埼玉県川口市上青木１―18―１―216
再生債務者　渡辺　鉄則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月１日まで
平成26年３月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００９１号
東京都立川市西砂町１―35―35
再生債務者　大野　英樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月１日まで
平成26年３月18日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号
大分県中津市三光田口3315番地14
再生債務者　政田　規男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日
大分地方裁判所中津支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号
青森県南津軽郡田舎館村大字東光寺字村井47番地１　Ｎハイム３－１号
再生債務者　池内　善秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（再ロ）第１号
愛媛県南宇和郡愛南町鯛越36番地２
再生債務者　藤田　利勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月17日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（再ロ）第９号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目１番13号　クイーンズパレス春日部101
再生債務者　久保田一徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月19日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再ロ）第２０号
横浜市磯子区森６丁目13番33号
再生債務者　渡邉　正人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成26年３月18日
横浜地方裁判所第３民事部

預金保険の保険料率公告

預金保険の保険料率を以下のとおり変更したので、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条第５項及び第51条の２第２項の規定に基づき公告します。
1．預金保険の保険料率は、平成26年４月１日以降、次のとおりとする。
一般預金等　0.081パーセント
決済用預金　0.108パーセント
2．平成25事業年度内において、「内外の金融市場における価格の急速な下落その他金融市場の状況の急速な悪化等から、預金保険機構の財政に相当の影響を与えることが見込まれる事態」は生じていないことを踏まえ、上記１．にかかわらず、平成26事業年度内において、①預金保険法第49条第２項各号に掲げる保険事故の発生、②同法第74条第１項若しくは第２項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は③同法第102条第１項第２号若しくは第３号に掲げる措置を講ずる必要がある旨の内閣総理大臣の認定がなかった場合には、預金保険機構は、上記１．の保険料率で計算した保険料と、下記の保険料率で計算した保険料との差額を計算し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受け、同事業年度末日以降、遅滞なく当該差額を利息を付さずに返還する。
一般預金等　0.068パーセント
決済用預金　0.090パーセント
平成26年４月１日
預金保険機構
理事長　田邉　昌徳

企業年金基金変更公告

中村屋企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　東京都渋谷区笹塚１丁目50番９号
2．旧事務所の所在地　東京都新宿区新宿３丁目26番13号
3．変更年月日　平成26年４月１日
平成26年４月１日　中村屋企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年４月１日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
(1)　多賀健太郎、埼玉県、東京都教育委員会
ア　高等学校教諭１種免許状（公民）
イ　高等学校教諭１種免許状（地理歴史）
(2)　多賀健太郎、埼玉県、埼玉県教育委員会
中学校教諭１種免許状（社会）
2　失効年月日　平成26年３月24日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告
当法人は、更生保護法人安立園（東京都府中市晴見町一丁目一三番五号）を合併して権利義務全部を承継し存続する旨を平成二十五年十二月十八日開催の理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
なお、合併後、法人名を更生保護法人安立園と変更いたします。
平成二十六年四月一日
東京都府中市晴見町一丁目一三番五号
更生保護法人安立園
理事長　奥平　裕美

合併公告
当法人は、更生保護法人八興社（東京都国立市東二丁目一八番地二）に合併して権利義務全部を承継させて解散する旨を平成二十五年十二月五日開催の理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
平成二十六年四月一日
東京都国立市東二丁目一八番地二
更生保護法人八興社
理事長　髙野　武

合併公告
当法人は、更生保護法人八興社（東京都国立市東二丁目一八番地二）に合併して権利義務全部を承継させて解散する旨を平成二十五年十二月五日開催の理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
平成二十六年四月一日
東京都府中市晴見町一丁目一三番五号
更生保護法人安立園
理事長　奥平　裕美

合併公告
左記組合Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊ及びＫは、それぞれ平成二十六年三月二十三日に臨時総代会を開催し、平成二十七年三月二日をもって、合併により、その権利義務一切を新たに設立する島根県農業協同組合に承継して、それぞれ解散することを決議しましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、それぞれの組合の主たる事務所に備え置いております。
平成二十六年四月一日
島根県松江市西川津町一六三五番地一
（Ａ）くにびき農業協同組合
代表理事組合長　井上嘉保留
島根県安来市飯島町一一〇五番地一
（Ｂ）やすぎ農業協同組合
代表理事組合長　山根　盛治
島根県雲南市木次町里方一〇八八番地六
（Ｃ）雲南農業協同組合
代表理事組合長　吾郷　生善
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町一五二番地
（Ｄ）隠岐農業協同組合
代表理事組合長　萩尾　秋光